

社団法人上越国際交流協会 定款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人上越国際交流協会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の英語表記は、Joetsu International Network とし、略称を JOIN とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県上越市大字土橋 1914 番地 3 に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、市民が主体となって、多文化共生と国際理解及び海外諸都市との友好親善を深めるため、産業・文化・スポーツ・教育・学術等幅広い分野で、多文化共生社会を積極的に推進し、世界の平和を願う、開かれた国際平和都市の構築に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1 多文化共生のためのグローバル意識の醸成に関する事業
- 2 多文化共生のための市民活動の活性化に関する事業
- 3 多文化共生のための国際教育推進プラン事業
- 4 前3号に関する行政による委託事業
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、この法人の目的に賛同し入会した者とする。

2 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人または法人

賛助会員 本会の事業を援助する個人または法人

(入 会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 第5条に定める会員を以下のように区分し、それぞれの会費は以下のとおりとする。

個人会員（外国人会員を除く） 2,000 円

外国人会員 1,000 円

企業・団体会員 10,000 円

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

- 3 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である法人が解散したとき。
- 5 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

本会の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。

本会の会員としての義務に違反したとき。

会費を2年以上滞納したとき。

- 2 前項の規程により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議をする総会において、弁明の機会を与えなければならない。

第四章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 1 理事 10名以上15名以内(うち、理事長1名、副理事長2名以内とし、必要に応じて専務理事及び常務理事各若干名を置くことができる。)
- 2 監事 1名以上2名以内

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会でこれを選任する、

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会でこれを定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、同一の親族(三親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等をいう。)又は所管する官庁の出身者の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第13条 理事長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の事務を統轄する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、会務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。

本会の財産及び会計の状況を監査すること。

理事の業務執行の状況を監査すること。

財産及び会計の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを理事会、総会又は主務官庁に報告すること。

前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員 の 任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項ただし書の再任は、1 回に限る。
- 5 理事長の任期は、第 1 項の規程に準ずる。ただし、同項ただし書の再任は 2 回に限る。
- 6 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、解任することができる。

心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められたとき。

職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項第 2 号の規程により役員の解任しようとするときは、該当役員にあらかじめ書面で通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報酬)

第 17 条 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 前項ただし書の規程により、役員に報酬を支給する場合にあっては、本会の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べ、不当に高額に過ぎではない。
- 3 役員に対して、費用を弁償することができる
- 4 役員の報酬及び費用の弁償については、理事長が総会の議決を経て別に定める。

第五章 会 議

(種 別)

第 18 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(権 能)

第 20 条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

総会の決議した事項の執行に関すること。

総会に付すべき事項。

その他総会の議決を要しない会務執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事が民法第59条第4号の規定により招集するときに開催する。

3 理事会は、理事長が必要と認めるとき、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事が第14条第4号の規定により招集するときに開催する。

(招集)

第22条 総会及び理事会は、法令又は定款に別段の定めがある場合の除き、理事長が召集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、前項の規定を準用する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会で定めた方法により通知をすることができる。

4 前条第2項又は第3項の請求があった場合は、理事長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員総数、理事会においては理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

3 前2項の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、正会員又は理事として議決に加える権利を有しない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

会議の日時及び場所

正会員又は理事の現在数

会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事の中からその総会又は理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

（資産の構成）

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

財産目録に記載された財産

会費及び入会金

寄付金品

事業に伴う収入

資産から生ずる収入

その他の収入

（資産の管理）

第29条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。

（経費支弁）

第30条 本会の経費は資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 本会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得た後、毎会計年度開始前に総会の決議を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて執行することができる。

- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

- 4 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（事業報告及び収支決算）

第32条 理事長は、毎事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を調整し、監事の監査を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

事業報告書

収支決算書

正味財産増減決算書

貸借対照表

財産目録

(特別会計)

第33条 本会は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第31条の事業計画及び収支予算並びに前条の事業報告及び収支決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

第34条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁に届け出なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得て、これを変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項の第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得なければならない。

3 解散にともなう残余財産は、総会の決議を得、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第七章 事務局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職を置く。

3 事務局長は、理事長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

定款

会員名簿及び会員の異動に関する書類

理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

許可、認可等及び登記に関する書類

定款に定める機関の議事に関する書類

収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
その他必要な帳簿及び書類

第九章 補 則

(委 任)

第40条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会の議決を得て定める。

付 則

1. この定款は、本会の主務官庁の設立許可があった日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項本文、第3項本文及び第5項本文の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、就任後最初に開催される通常総会の終結のときまでとする。
3. 本会の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成21年3月31日までとする
4. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。